

## 16 議会及び議員に関する条例の制定状況等

### 【16-1】議会基本条例の制定状況

(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	制定している
5万人未満 303	230 (75.9%)
5～10万人未満 235	175 (74.5%)
10～20万人未満 145	102 (70.3%)
20～30万人未満 48	30 (62.5%)
30～40万人未満 32	19 (59.4%)
40～50万人未満 17	10 (58.8%)
50万人以上 15	7 (46.7%)
指定都市 20	18 (90.0%)
全市 815	591 (72.5%)

## 【16-2】自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)の制定状況

(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会に関する規定を含む自治基本条例 (まちづくり基本条例等を含む)を制定している	議会に関する規定を含まない自治基本条例 (まちづくり基本条例等を含む)を制定している
5万人未満 303	75 (24.8%)	15 (5.0%)
5~10万人未満 235	73 (31.1%)	26 (11.1%)
10~20万人未満 145	57 (39.3%)	14 (9.7%)
20~30万人未満 48	19 (39.6%)	2 (4.2%)
30~40万人未満 32	12 (37.5%)	2 (6.3%)
40~50万人未満 17	4 (23.5%)	3 (17.6%)
50万人以上 15	6 (40.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	6 (30.0%)	1 (5.0%)
全市 815	252 (30.9%)	63 (7.7%)

## 【16-3】議員についての政治倫理・資産公開に関する条例の制定状況

(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	政治倫理条例(資産公開の規定を含む)を制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)と資産公開条例をそれぞれ制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)のみを制定している	資産公開条例のみ制定している
5万人未満 303	10 (3.3%)	0 (0.0%)	154 (50.8%)	0 (0.0%)
5~10万人未満 235	13 (5.5%)	0 (0.0%)	120 (51.1%)	0 (0.0%)
10~20万人未満 145	10 (6.9%)	1 (0.7%)	63 (43.4%)	0 (0.0%)
20~30万人未満 48	2 (4.2%)	0 (0.0%)	20 (41.7%)	0 (0.0%)
30~40万人未満 32	1 (3.1%)	0 (0.0%)	16 (50.0%)	0 (0.0%)
40~50万人未満 17	2 (11.8%)	1 (5.9%)	6 (35.3%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)
指定都市 20	3 (15.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	15 (75.0%)
全市 815	41 (5.0%)	4 (0.5%)	383 (47.0%)	15 (1.8%)

### 【16-4】議員個人による請負の状況の報告・公表 に関する条例等の制定状況

(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	制定している
5万人未満 303	92 (30.4%)
5～10万人未満 235	89 (37.9%)
10～20万人未満 145	63 (43.4%)
20～30万人未満 48	19 (39.6%)
30～40万人未満 32	14 (43.8%)
40～50万人未満 17	9 (52.9%)
50万人以上 15	5 (33.3%)
指定都市 20	7 (35.0%)
全市 815	298 (36.6%)

### 【16-5】議員個人による請負の状況の報告・公表に関する条例等 の根拠規定

(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	条例	規程又は要綱 等	議会運営委員 会決定・申合 わせ	その他
5万人未満 92	85 (92.4%)	7 (7.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
5～10万人未満 89	79 (88.8%)	10 (11.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 63	46 (73.0%)	14 (22.2%)	3 (4.8%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 19	13 (68.4%)	6 (31.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 14	10 (71.4%)	4 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 9	3 (33.3%)	6 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 7	5 (71.4%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)
全市 298	246 (82.6%)	48 (16.1%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)

各割合は、議員個人による請負の状況の報告・公表に関する条例等を制定している298市の人口段階別の市数を基準としている。

### 【16-6】地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の追加状況

(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	追加している
5万人未満 303	295 (97.4%)
5～10万人未満 235	226 (96.2%)
10～20万人未満 145	141 (97.2%)
20～30万人未満 48	48 (100.0%)
30～40万人未満 32	31 (96.9%)
40～50万人未満 17	17 (100.0%)
50万人以上 15	15 (100.0%)
指定都市 20	20 (100.0%)
全市 815	793 (97.3%)

### 【16-7】地方自治法第96条第2項の規定による追加の議決事件の内容

(令和6年12月31日現在、複数回答)

追加の議決事件の内容	市数	追加の議決事件の内容	市数
基本構想	665 (83.9%)	職員の定数	7 (0.9%)
市の基本計画	300 (37.8%)	重要な契約に関するもの	35 (4.4%)
市の基本計画以外の重要な計画	112 (14.1%)	オンブズマンの委嘱等	12 (1.5%)
市民功労者表彰、名誉市民	504 (63.6%)	法人・団体等との協定に関するもの	7 (0.9%)
市民憲章	68 (8.6%)	定住自立圏構想・連携中枢都市圏に関するもの	173 (21.8%)
都市宣言	76 (9.6%)	上記以外の議決事件	208 (26.2%)
姉妹都市、友好都市提携	110 (13.9%)		

※各追加の議決事件の内容の割合は、地方自治法第96条第2項の規定により議決事件を追加している793市を基準としている。

### 【16-8】議選監査委員の選任の廃止状況

(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	廃止している
5万人未満 303	23 (7.6%)
5～10万人未満 235	13 (5.5%)
10～20万人未満 145	5 (3.4%)
20～30万人未満 48	2 (4.2%)
30～40万人未満 32	1 (3.1%)
40～50万人未満 17	1 (5.9%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)
全市 815	45 (5.5%)

### 【16-9】議選監査委員の廃止に関する条例の提出者

(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

提出者	市数
執行機関	21
所管委員会	10
議員	14

### 【16-10】監査委員事務局の設置状況

(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	条例により監査委員事務局を設置している	設置していない	その他
5万人未満 303	297 (98.0%)	1 (0.3%)	5 (1.7%)
5～10万人未満 235	231 (98.3%)	4 (1.7%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 145	145 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 48	48 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 32	32 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 17	17 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全市 815	805 (98.8%)	5 (0.6%)	5 (0.6%)

### 【16-11】議会事務局職員と監査委員事務局職員の兼務の状況

(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	兼務している
5万人未満 297	36 (12.1%)
5～10万人未満 231	6 (2.6%)
10～20万人未満 145	0 (0.0%)
20～30万人未満 48	0 (0.0%)
30～40万人未満 32	0 (0.0%)
40～50万人未満 17	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)
全市 805	42 (5.2%)

割合は、条例により監査事務局を設置している805市を基準としている。